

書評

山本忠行・河原俊昭編著『世界の言語政策 第2集：多言語社会に備えて』

くろしお出版 2007年 264p

松原 好次

本書は『世界の言語政策—多言語社会と日本』(2002)の続編である。「まえがき」(山本忠行)に記されているように、前作に対しては「日本についての論文がない」とか、「英語圏の国々に偏りすぎている」といった批判があった。そこで第2集の本書は、扱う国・地域を広げ、日本(第1章・第2章)、アジア(第3章～第7章)、ヨーロッパ・アフリカ(第8章～第10章)における言語政策を論じている。「言語統一から多言語化へ」向かう社会にとって、どのような言語政策が求められているかを本書は探ろうとしている。

第1章(岡戸浩子)は、『解体新書』から『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」までを俯瞰して、「日本における外国語施策の歴史と動向」を手際よくまとめている。EUの言語教育政策(母語+2言語)や米国のThe National Security Language Initiativeを引き合いに出して、わが国における「総合的な外国語政策」策定のための7つの指針を示している。この指針には、外国語教育の多様化を推進すべきだという著者年来の主張が織り込まれている。

第2章(野山広)は、移民受入れの先進諸国における言語政策と日本の政策との比較を通して、今後想定される多文化共生社会の構築に向けた施策のあり方を論じている。その際、移民児童を対象とした第2言語としての自国語教育と母語教育についてバランスよく記述している。スウェーデン等の事例を分析して、わが国においても「受入れ(ホスト)側である地域社会や住民全体の意識改革が肝要」(44ページ)であると締めくくっている。この主張は、言語政策担当者及び言語政策研究者が絶えず心に銘記しておかなくてはならない警鐘である。

「解放後の韓国における言語政策の展開」と題された第3章(樋口謙一郎)は、1948年のハングル専用法の制定から文化芸術振興法(1972年)を経て2005年の国語基本法に至るまでの経緯を丹念に追っている。1990年代に言語政策法制化の必要性が認知されるようになった理由として、著者は「韓国の国家的自信と社会的不安の同時的表出」(69ページ)を挙げている。すなわち、民主化と経済発展を果たした韓国が「小国意識」を払拭したと同時に、「自らの文化的誇りである韓国語やハングルを、グローバリズムや外国語の攻勢から防衛し

なければならなくなった」(72ページ)という指摘である。

第4章(フフバートル)は、普通話と少数民族語との関係から現代中国の言語政策を論じている。まず文字改革について、少数民族による漢語漢文の学習を容易にすると同時に、少数民族地域における普通話の普及を図るために「漢語拼音方策」が導入されたと指摘している。次に普通話という概念の変化について、「国語」から「普通話」への切り替えは単に名称の変化ではなく、「国家語」から「漢民族の共同語」へという概念の変化であったことを強調している。しかし現在、普通話には「国家通用言語」としての強い権威が付与され、国家権力と結びつけられるようになってきている。そこで著者は、普通話の概念を再度見直し、「普通話すなわち漢語は漢民族だけの言語ではない」(105ページ)という論を確立すべきとしている。

第5章(河原俊昭)は、多言語国家マレーシアの言語政策を「実用性と象徴性の間に妥協点を見いだそうとする政策」の典型とみなして論じている。旧宗主国からの脱却をめざしマレー人優遇のブミプトラ政策(マレー語化政策)を採用することによって民族のアイデンティティは確保できたものの、華人系・インド系住民との間の軋轢が生じ民族間紛争につながりかねない。同時に、マレー系住民の英語力が低下して、非マレー系住民との経済格差が生じている実態も見逃せない。実用性と象徴性の間に妥協点を探りながら、マレーシアの言語政策は著者の指摘どおり揺れ動いていくであろうが、国際間の競争に打ち勝つための方策として、英語重視の方向に大きく舵を切ることだけは間違いなさそうである。

第6章(田嶋ティナ宏子)は、シンガポールの教育政策を4期に分けて考察し、いずれの期においても英語教育重視から生じる歪みが問題を引き起こしてきたと指摘している。2言語教育政策が負担となって、授業についていけない生徒、レベルの低いコースに振り分けられてやる気をなくし落ちこぼれる生徒、統一試験の「試験地獄」に耐えられず非行に走る生徒…このような生徒たちの存在に光を当てて、一見、成功しているように見えるシンガポールの言語政策に肉迫している点が、この章を読みごたえのある論考にしているゆえんであろう。

インドの言語政策を論じる第7章(榎木蘭鉄也)は、多言語併用状況を概説した後、言語ナショナリズムの拡大と英語の台頭に焦点を絞って論を進めている。そして、今後のインドの言語状況は「英語の拡張と民族語の分離が並行して進行し、それに、ヒンディー語が絡む形になるであろう」(171ページ)と予測している。さらに「国民の3分の1が非識字である現状を考えると、英語でインド全体を統合することは非現実的」(170ページ)で

あるとして、国民教育における母語の重要性を力説している。インドが本当に先進国になれるかどうかは、IT産業など第3次産業におけるインド人の国際的活躍ではなく、第2次産業に従事する労働者層の質の引き上げ、そして母語による一般大衆への教育であると見抜いている点に著者の慧眼さがうかがえる。

「ドイツ語はだれのものか?」と題された第8章(四釜綾子、ペート・バックハウス、山川智子)は、新正書法について述べた後、2005年1月1日施行の新移民法を紹介している。ドイツ語学習を軸に新規移民の社会統合を目指すコースの構成や学習内容が具体的に述べられていて、人口の約1割を外国人が占めるようになったドイツの抜き差しならぬ現状がうかがえ興味深い。外国語としてのドイツ語普及政策の項ではゲーテ・インスティトゥート(GI)を中心に論じた後、わが国における日本語教育政策にも触れている。「日本語教育を考える際の1つのモデルとしてGIの活動を見守りたい」(196ページ)と記されており、「ヨーロッパ共通参照枠」がどのような形で日本語教育に応用されていくか興味をかきたてられた。

第9章(石原忠佳)は、「多言語国家としてのスペインとモロッコ」を社会言語学、政治言語学、人口言語学といった観点から詳細に記述している。特に、2言語併用、2言語兼用の実態をスペイン語とポルトガル語・ガリシア語・カタルニア語・バスク語との関係だけでなく、スペイン語とアラビア語・ベルベル語・ヘブライ語との接触にまで言及して論じている。スペイン史(特に南スペイン地方の歴史)を南ヨーロッパ史の一環としてではなく、地中海史あるいは北アフリカ史の延長と捉えたうえでスペイン(及びモロッコ)の多言語状況を把握しようとする著者の姿勢に啓発されるところが多い。

「スワヒリ語の可能性と限界」と題された第10章(山本忠行)は、ケニアとタンザニアにおけるスワヒリ語の普及・発展の歴史、スワヒリ語を取り巻く現状、今後の可能性などについて論じている。両国とも1960年代の建国当初にはスワヒリ語重視の言語政策をとったものの、旧宗主国言語・英語の呪縛から逃れることは未だにできていない。英語による社会・経済格差の固定化は、中等教育における英語の教育言語化を当然の帰結としている。しかし、英語による授業についていける生徒は極めて少ない。この現象は両国だけでなくアフリカ全体の問題であるとして、著者は「アフリカのジレンマ」(255ページ)と呼んでいる。そこで、中等教育レベルにおいてスワヒリ語を教育言語として用いることにより中堅技術者を養成することこそ社会全体の底上げに結びつくと論じている。また、政策の決定権を持つエリートたちが既得権益を投げ捨てない限り、両国における「精神の脱植民地化」

に向けた言語政策は成立し得ないと結論づけている。

あとがき（三好重仁）で触れられているように、本書執筆者の大半は大学英語教育学会（JACET）言語政策研究会に属している。英語という「大言語」の教育に従事している人たちである。一般的に言って英語の教員は、「世界共通語としての英語を身につければ世界中どこへ行ってもコミュニケーションに困ることがない」という言説に自らが酔い痴れてしまい、視野狭窄に陥りやすい。しかし本書の執筆者たちは、英語という言語の特性に対する批判的精神を絶えず持ちつづけ、英語一極集中の非倫理性を内部から告発しようとしている。

換言するならば、「言語的マジョリティ」に属している者が「言語的マイノリティ」の立場を理解しようと努力しているのである。この姿勢は今後の言語政策及び言語政策研究にとって極めて重要になってくるものと思われる。たとえば、アイヌ語や琉球語の再活性化にとって「言語的マジョリティ」の採る言語政策は死活問題である。同様に、外国籍児童生徒に対する日本語指導・母語指導の施策も「言語的マジョリティ」の姿勢いかんによって方向性は大きく異なってくる。ろう教育が抱える問題点についても、「言語的マイノリティ」としての存在を社会に向かって可視化する努力が「言語的マジョリティ」側に求められている。

JACETの内部にCritical Language Awareness（批判的言語認識）が存在することを示しているという意味合いにおいて本書の功績は大きく、第3集の刊行が期待される場所である。

（電気通信大学）